

総合計画とは

総合計画は、地域づくりの最上位に位置づけられる長期展望をもった行政運営の総合的な指針となる計画であり、1969年の地方自治法改正で総合的・計画的な行政運営の実現を目的とする基本構想の議決化が市町村に定められたことに始まります。

これまで、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされてきましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは各自治体の判断に委ねられることとなりました。

本市では、鳥取市自治基本条例第15条で総合計画を策定することを規定しておりますので、従来どおり本総合企画委員会に諮問し、策定を進めることとします。

また、基本構想の取り扱いについても、市全体の総意により策定されたものであることを裏付けるためにも必要かつ重要なことであると考え、従来どおり議会の議決を経ることとしました。